

第40回山形地方裁判所委員会及び第38回山形家庭裁判所委員会議事概要

第1 日時

令和6年2月14日（水）午後1時30分～午後3時30分

第2 場所

山形地方・家庭裁判所第1会議室

第3 出席者

（委員長）

中平健（地裁委員及び家裁委員兼務）

（地裁委員）

伊藤三之、折原浩文、栗原健一、笹浩行、島田壮一郎、高倉新喜、高橋修、
玉木康雄、土屋貴子、古瀬隆志、八巻明美、渡辺将和（敬称略、五十音順）

（家裁委員）

坂本弘子、佐東治、佐藤善哉、武田靖裕、武田良和、向井翔、山下真、渡部
信太郎（敬称略、五十音順）

（列席職員）

金澤地家裁事務局長、奥山地裁事務局次長、安積次席家庭裁判所調査官、佐
藤家裁事務局次長、松井地裁総務課長、黒田家裁総務課長、藤原地裁人一係
長、酒井家裁人一係長

第4 議事

- 1 新任委員及び前回欠席委員の挨拶（高倉地裁委員、高橋地裁委員、伊藤地裁委員、笹地裁委員、土屋地裁委員、武田靖裕家裁委員、坂本家裁委員、佐東家裁委員、武田良和家裁委員）
- 2 前回の山形地方裁判所委員会及び山形家庭裁判所委員会後の裁判所の取組報告

前回の第39回山形地方裁判所委員会（議題は「裁判員制度の現状と若年層への広報」）及び第37回山形家庭裁判所委員会（議題は「家庭裁判所の事件処理とデジタル化」）における委員意見等を踏まえ、山形地方・家庭裁判所が

取り組んだ結果について、松井地裁総務課長が報告した。

3 議題「裁判所における採用広報」

- (1) 議題に関する基本説明（安積次席家庭裁判所調査官、藤原地裁人一係長、酒井家裁人一係長）
- (2) 意見交換、質疑応答
別紙のとおり

4 次回の予定等

(1) 次回開催日時

ア 地方裁判所委員会

令和6年7月17日（水）午後1時30分

イ 家庭裁判所委員会

令和6年7月8日（月）午後1時30分

(2) 次々回開催日時（合同開催）

令和7年2月14日（金）午後1時30分

(3) テーマ

委員長に一任することとされた。

(別紙)

意見交換結果（主な意見）

(◎委員長、○委員、■説明者（列席職員）)

◎ まずは、本日説明申し上げた内容、その他の裁判所の採用広報等について、御意見、御感想を伺いたい。

○ 検察庁もほぼ裁判所と同じ状況であり、公務員志望ではあるものの、市役所、県庁が希望で、検察庁は第2、第3希望ということが多く、採用したいと思っても、最終的には採用に結びつかないこともある。

裁判所事務官は、仙台高裁で一括採用と聞いたが、検察庁では、東北の場合、6県の地方検察庁ごとに対応している。検察庁が裁判所と大きく違うのは、仙台と山形の両方を希望して、それぞれで面接を受けるということがあり、結果的に仙台を希望するということもある。

そこで、山形地検を志望してもらうために裁判所と同じように、定期的に業務説明会を行っている。検察事務官の採用対象としては、大学生のほか、県内の高校や採用実績のある他県の高校、大学に対し、こちらから業務説明会があると声かけをしている。この業務説明会において、検察事務官に採用された後、検察庁の中で副検事試験というのがあって、司法試験に受からなくても、副検事という検事にもなれるという説明をして、将来的にはそういう仕事があることもアピールしている。検察庁では、検察事務官の仕事もできるし、検事の仕事もできるということで、両方の仕事の魅力を、副検事が業務説明会で実際に学生に向かって説明しているが、国家公務員である以上、転勤があることも説明している。

今日、裁判所の採用に向けた広報活動についてお聞きして、令状作成体験とか、家庭裁判所調査官の模擬面接の様子を見せるというのは、なかなか良いアイデアだと感じた。

■ 裁判所における採用の仕組みについて、補足して説明する。高裁の管轄区域ごとに作成される採用候補者名簿があり、東北であれば仙台高裁で名簿が作成されている。各裁判所から何人推薦してくださいと高裁に依頼し、高裁の推薦を受けてから、各裁判所において、当該採用候補者に対して当該裁判所で採用されるこ

とについての意向照会を行い、本人の了解を経て内定となる。

- 先ほどの山形の裁判所の職員が花笠を持っている動画は大変いいと思った。

私も委員の役目を頂戴するまでは裁判所の敷地内に入ったことも電話をしたこともなかったし、できればあまり関わりたくないのが裁判所だと思う。庁舎への入りやすさについて言えば、先ほどの映像でもそうであるが、入口に花一つなくて、すごく威圧感がある。入ってきても、どこにどう行ったらいいか分からない。電話対応についても、もう少し気を付けていただければ、山形の裁判所で働くということに対して、前向きに考える方が増えてくると思う。

もう一つは、家庭裁判所の方からその魅力の4点の説明があったが、やり甲斐が一番だと思う。例えば、レストランだとお客様が美味しかったという笑顔が見られるというような、裁判所でのやり甲斐とは何であるとか、裁判官とか裁判所の職員のモチベーションを色々な場面で伝えることが重要ではないか。身分とか待遇とか研修とか職場環境というのはその次であって、やり甲斐が一番だと思うので、その辺をもっと前面に出したものにしていいただければいいと思う。

- ◎ 色々な就職先がある中で、どうすれば裁判所の仕事に興味を持ってもらえるか、どのようなところに興味を持って仕事をやりたいとなるかというところが重要だと感じる。

- 採用のパンフレットを拝見したが、我々社労士としては、実態としてどれくらい働くのか、通常の勤務時間や超過勤務時間はどれくらいかという点に関心を抱いた。どこまで載せられるかという問題もあると思うが、そういったところをアバウトでも示していただけると、受験者のイメージが付きやすいと思う。

もう一点は、大学生が併願するということについてであるが、高校生ぐらいのときから裁判所の仕事を知っておけば、もっと興味を持った上で大学を選択し、科目を選択するのではないかと思った。これまで裁判所事務官から裁判所書記官になるという流れを知らなかったので、そういうところから知名度を上げていただければと思った。

- 超過勤務時間の実態という点について、今お話しいただいたとおり、これから就職する方にとっては気になる部分の一つだと思うので、そういう情報発信も必要だと思う。

- 銀行での採用については、特に山形で就職するということでは裁判所と重なる部分があるが、裁判所の受験者数について、大卒の人数が割と減っていないという説明に驚いている。我々の実感だと、県外の大学から山形に帰ってきて就職をする人数が相当減っているというイメージがあり、いわゆる母数が年々減っており、危機感を持っている。

以前は、インターンシップに呼んで、銀行での仕事を見せて、興味を持ってもらい、そういった方を中心に採用するという流れであったが、それがコロナ禍で状況も変わって、インターンシップもウェブで行うようになり、伝えきれないということもあって、銀行としては対応に苦慮している。そこで、最近では、中途採用に力を入れている実情にある。裁判所の採用広報活動を拝見して、こんなに工夫しているということを知り、驚いているが、これから更に採用は厳しくなってくると思うし、世の中では雇用の流動性が言われているので、途中で採用することを検討してもよいのではないかと思った。

- ◎ 採用広報は若い方を対象とすることになるが、裁判所の広報活動が若い方の就職感に合っているのかどうかということを考えなくてはならない。

- 国際交流協会には、若い人はほとんどおらず、ハローワークを通して採用している。私は前職が公務員であるが、今回ウェブサイトを見させていただき、裁判所はやれることはやり尽くしていると思った。

私も裁判所は馴染みがなかったもので、受験者数を上げるには、親しみやすさをアピールし、知名度を上げる。そして、第一志望者を採用するには、やはりやり甲斐をアピールすることが重要だと思う。

私は東京の大学からUターンして公務員になったが、上京している大学生の場合、公務員志望の併願という中から裁判所を選んでいただくには、関東の裁判所と競合してしまう面もあると思われるので、Uターン者をターゲットにしてはどうか。

- 教育現場においては、採用倍率が毎年最低を更新しており、教職員のなり手不足という問題がある。教職員の質の低下に繋がりがねないということで、行政や教育委員会が力を入れて、働き方改革に取り組んでいる。

P T A連合会の対象は小学生、中学生であるため、だいぶ将来的な話になるが、

子供たちは、YouTuber とかスポーツ選手とか、自分が知っている職業に就きたいというので、裁判所で働くということを知識として入れておくことが、将来的な採用にも繋がると思う。

先ほど冒頭で、裁判所の体験会を小学生20名程度で開催したという報告を聞いて、大変よろしいことと思ったが、県内の小学生だけで2万人以上いるので、何回も開催して、子どもたちに広く周知していただきたい。

ホームページと YouTube も事前に拝見させていただいた。YouTube は、目指している人とか、興味がある人を見ると大変面白い。職場環境とか、働きやすさを全面的に出していると感じたが、視聴回数2千回を超えるということは、それ以外の方も見ていると思う。アニメも見たが、職場環境のことを訴えているところもあったので、小・中学生だけに留まらないで、ターゲット層を広めて、裁判所で働くことを全面的に伝えてもらえれば、幅広く人材を集められていいのではないかと思った。

学校では、今コミュニティスクールを推進している。県内でもどんどん進めており、地域の職場訪問とか増えている。山形市においては、地域という定義が大変広く認められているので、こういったところも利用しながら、裁判所への職場訪問や職場体験を実施していただければ、子供たちの認識も広がるのではないかと思った。

- ◎ 裁判員制度が始まったことにより、それ以前よりは、刑事裁判に一般の方に関わっていただくためのPRがされてきたが、実際に裁判所に行ったことがあるという人は依然として少ないという現状にある。自分たちの住んでいるところに裁判所があることは知っているけれども、実際には結びつきが弱いところがあるところを直していかなければいけないということを感じた。
- 今回、採用広報で色々取り組んでいるという説明がされたが、その目的は、応募人数を増やすということなのか。資料に最高裁の取り組みが色々あるが、どれくらい応募人数を増やすことをターゲットにして、色々な取り組みをした結果、それがどれくらいの数字になれば評価できるのか。

それから裁判所事務官は、オープンマーケットで、他の職種と競合関係にあると思うが、一方で、家庭裁判所調査官のような専門職は、臨床心理を勉強してい

る学生からすると、裁判所とか児童相談所の相談員とかが貴重な就職先になっている。職種によって働きかけ方が全然違うと思うので、明確な目標を設定して、そのためにこういう手法を取り、その結果、どれくらいの効果があるかというのをモニターできるといいと思った。

また、社会福祉協議会は、福祉関係の人材を確保するのが一つのミッションとされている。そこで、福祉人材センターというのを設けて活動しているが、そのセンターが知られていないという声があったので、まずそこを知ってもらうことからと思い、最近、山形市内の YouTuber が作っている TikTok に載せてもらった。例えば山形市の消防職員は今まで年に5人ぐらいの応募しかなかったが、TicTokに取り上げてもらった途端に14人に伸びたとのこと。年齢によって、どの媒体によるかで効果が全然違うので、そのターゲットに対して効果的な媒体と手法を組み合わせ、それを評価していくという基本に立ち返るしかないと思う。

- 委員の意見に関連して、家庭裁判所調査官の採用広報計画について説明をさせていただく。採用において、先ほどの説明のとおり法務省の関係職種、児童相談所や病院の心理職とも競合するので、裁判所としては、家庭裁判所調査官の特徴面を強調して差別化を図っていきたいと考えている。また、御指摘のようにターゲットとした学生が裁判所とそれ以外とを天秤にかけたときに、裁判所を選択してもらえるように、採用広報の計画を立てないといけない。採用人数等量的な側面を踏まえてターゲットに働きかけるという発想が乏しかったので、今後の参考にしたい。
- 正直に言って、例えば、応募人数を百人増やすといった具体的な目標はなかった。現状は、多くの方に応募していただければいいという漠然としたところを目標にしているので、具体的にこうした活動をした結果、このくらい増えたという分析は特にできていない。YouTube や SNS の活用といった活動で、どういう効果があったかという分析をしていく必要があると、自覚したところである。今後の活動において、狙いとするターゲットにはこういった活動が有効だったとか、その効果の分析に気を付けていきたい。
- 先ほど紹介したお仕事ガイダンスとか採用広報イベントに関しては、終わった後に、参加者の方に対してアンケートを実施して、今後の活動の参考にしている。

今後、そういう感想などを参考にしながら、方針について考えていきたい。

- 本日の資料を見ると、令和元年と令和5年の受験者数と合格者数について、令和元年が1万2千人余り、つまり倍率が10倍で、令和5年が5倍であるが、それは合格者数を令和元年の2倍ぐらいに増やしていこうというふうに見え、次のページの東北管内のグラフでも、令和元年で大体7倍、令和5年で3倍である。そういう意味では、通常の企業とかに比べれば、結構実質倍率が高くて、いい人材が集まっているのではないかと思う。家庭裁判所調査官については、資料によれば、受験者数が694人で合格者数が75人だと、大体9倍ぐらいの実質倍率があるわけで、十分に人を集めているという見方もできなくはない。その中で、今回のような会合において取り上げるのであれば、現状にはこういう課題があるとか、かつてはこういう倍率だったというような課題を明確にし、それを踏まえた具体的な目標設定が必要なのではないか。

家庭裁判所調査官は非常にプロフェッショナルで、弁護士から見た場合、例えば親権者はどちらがいいというような事情を本当に丁寧に、専門的な立場から、心理学も教育学も踏まえて調査している。それから、少年事件では、どうやったら立ち直れるかをきちんと調査していただいている。家庭裁判所調査官は、心理学とか社会学とかを学んでいる学生にしてみれば、自分らが目指すべきプロフェッショナルとしての目標と思っているのではないか。2016年から2017年に、テレビで家庭裁判所調査官が主役のドラマがあったが、このリメイク版みたいなもので、もっと分かりやすく、予算がつかないとすればSNSなどでリメイク版をもっと手軽に作ってはどうか。皆さんの努力で金をかけずにできるにしても、本気で対策するには予算を付けて行う必要があり、そのためには相当ターゲットを絞る必要があると感じた。

- ◎ 大学から来られている委員の方に裁判所の説明者から質問させていただく。
- 本日は委員の方々からターゲットを絞るとか、数値の目標というような話をさせていただいているが、私どもはそこまで至っておらず、地元の大学に家庭裁判所調査官として大学に出講した際に、行動科学に関係する学生たちを対象として採用説明会で紹介する内容を説明させていただいたり、業務説明会で裁判所全体の職員採用について説明している。受講された学生が実はどう受け止めているのか、

その場で返していただけることもあるが、何か感想とか反応とか、大学において把握されていることがあれば伺いたい。

- 私は学生に接しているが、学生はスマホばかり四六時中見ているので、ウェブサイト、SNSの充実が重要だと思う。私も授業で学生に裁判所のことを話す際は、裁判所のホームページを見なさいと言っている。裁判所だけでなく、検察庁、法務省、日弁連の各ホームページを見ると、時事問題とか出てくるのでいいよと説明している。学生はそのウェブサイトとか、SNSからホームページに入ってきて、そこに就職説明会とか、出張講義とかあったら、聞いてみようかとなる。ウェブサイト、SNSの充実をこれからも続けていけばよいと思う。
- 私が短大で担当しているのは、幼児教育、保育系である。卒業生をこれからやっとな出していく新しい学科で、同じ学科の中で心理学系の専攻と福祉系の専攻と文科系の専攻とでいくつか分かれている。学生の様子を見ると、公務員志向ももちろんある。本学の学生がそういった道に進めれば本学としても有り難いが、少しレベルが高いので、挫折する学生もいる。短大としては、市町村の公務員保育士、県の保育士が目標となる。

保育士を目指してくる学生は、自分が幼稚園、保育園のときの保育士に憧れて、もうその頃に保育士になりたいという思いをずっと持っている。それから、中学校辺りでの職場体験で幼稚園、保育所に行って、そこから保育職を意識したということで、高校を選んで、大学へという流れも多く聞く。そう考えると、小・中学校の段階で裁判所というものを身近に感じられるような機会があれば、職業選択の一つになってくるのではないか。

裁判所のホームページや一部の動画を見せていただいた。私はQRコードやアドレスで入ったが、一般の人はここにどうやったらたどり着くのかと思った。今回、このテーマで、ターゲットを広げるところもあるとすると、何をどう広げようとしているのかが見えてこない。広げることに何か意味があるのかとか、狭い中でも広げようということなのか、そういったところが見えないと感じた。

- 私は、調停委員の仕事の話が来たときに、家族に相談したら、裁判所は明るい話題は何一つないところだと思うが大丈夫か、仕事としてやってみてよかったと思うところはないかもしれないと言われた。先輩の調停委員の方に、どういうや

り甲斐があるのか尋ねたところ、一つの解決にたどり着いたときに、当事者がよかったとほっとしているところを見たときという話を伺った。明るい話題は少ないところではあるけれども、裁判所で働く職員のやり甲斐などについて、小学生や中学生といった若いときにイメージが持てるような取り組みも大事ではないかと思った。

司法に携わる仕事として、子供たちは裁判官、弁護士、検察官をイメージすることはできるかもしれないが、家庭裁判所調査官というような職種までは広がりがないと感じている。色々な手立てはあると思うが、ここで働く人たちのプラスのイメージを沢山出していただけたらいいと思う。

- 採用は企業の一丁目一番地で、全社的なプロジェクトとして取り組んでいる。今は、対話を重視していて、学生は就職前にどれだけ情報を集めるかが最大の関心事なので、そこにいい情報を提供するため、ホームページから企業のPVまで作り直して、フックになるようなキーワードを発信している。採用のショートムービーを拝見したが、明るい職場とか働きやすい職場というイメージは一瞬で印象がなくなるので、仕事の価値が伝わるような内容で作り込むことが重要である。それをうまく活用するには、家庭裁判所調査官の仕事の意味、価値というものをしっかりと反映させた方が採用での効果があると感じた。

採用で狙っているターゲットについて、どういう人材を集めたいのか伝わってこなかった。応募者の質を高めたいのか、あるいはこれから将来的に考えて、多様な人材の中で裁判所の在り方を変えていきたいということなのか。企業にとってブランドイメージがあるように、裁判所がどういう方向に持っていきたいのかというの分らなかつた。

もし裁判所が身近な存在としての裁判所になりたいという思いがあるならば、採用においてもっと絞り込むことと、あとは育てることである。高校の探究学習はすごく進化しており、私どもは山形東高の探究塾に参加しているが、高校時代にライフデザインを描き、職業の方向性を既に決めている高校生も増えている。短期的には大学生にピンポイントで狙い定めていくことになると思うが、将来的に裁判所をもっとこうしようとか、あるいは社会的に意義のある仕事だということをお伝えたいならば、高校生辺りがラストチャンスだと思う。そういった啓蒙活

動も取り組みの中に入れていただくと、大学に入った後の意識も変わってくると思う。山形大学の学生の7割が他県から来ているという実情も認識しておく必要があると思う。

- 身近にない職業は目指さないで、できるだけ早いうちから広く周知していくというやり方が必要なのではないか。募集をかけて来てくれる人だけだと、どうしても狭くなってしまいうので、小学校、中学校との連携をこれから深めていって、職場としての裁判所の話をできる場面を増やしていただくと、大学などに進んだときに、より具体的に裁判所の仕事のイメージが湧くと思う。
- 結果だけ見ると、更に採用広報の必要があるのかなという感じである。更に集める必要があるなら、何人とか、どういった方を集めたいというような具体的なものがないので、ターゲットが絞れていないと思う。色々と活動をされているようだが、山形大学は他県から来ている方が多いとすれば、逆に、山形から他県に行っている方をターゲットにするために、県外の大学の方にも声をかけるといった形での活動を進める必要があると思った。
- 裁判所の採用については、この5年間応募者数が減っていないということで、順調に推移していると思う。ちなみに、県の応募者はこの5年間右肩下がり、倍率が今は3.8倍になっている。公務員については、専門的な試験を受けなければいけないということと、採用の時期が遅いというところがネックだということで、来年度から、先行採用を導入することになり、一部の試験を4月に実施するというので、民間に合わせたような形で対応することになっている。動画を拝見しながら、裁判所職員の強みは、キャリア形成の意味で、素晴らしい研修所があることと感じた。
- 法務局の場合は、地方法務局ごとに採用を行っているので、法務省のホームページのほか、各法務局のホームページ上で採用の情報を掲載している。法務局においては、裁判所のように各地方法務局単位でムービーを作ったりはしていないが、人事院の主催でやっている東北オープンゼミというのが今月予定されている。そこでは公務員を目指す方に参加いただいて、公務員の1次試験の合格者を対象として、業務説明会を実施している。その中で山形の法務局として取り組んでいるのは、若い職員の方が増えているので、実際に働いている同年代の方から、ど

ういう職場なのか、働いてみてどうだったのかという意見交換の場を設けている。最終的には、併願されている方が地元の市や県を希望する方が多くて、内定後に辞退されるというケースもある。そのため、働いてみての魅力というのを、身近な先輩である若い職員の意見を通して伝え、確保していくということをやっている。

過去には、山形の法務局ではないが、大学生向けのインターンシップや中学生向けの体験学習みたいなものをしたことがあるが、なかなかそれ自体が採用に結びつくものではないので、現在は特にそういった取組はしていない。

- 長期的に採用に結びつき得るものとしては、普段の業務の中で裁判所職員と接する人たちに、裁判所職員をよく思ってもらおうという取組を続けていくことが重要であると考え。検察庁もそうであるが、裁判所もマイナーな職業なので、警察官とか学校の先生とかと違い、普段から接していて目指そうと思うような職業ではない。おそらく一般の方にとっては、我々職員一人一人がその人の人生にとって接した唯一の裁判所職員、唯一の検察庁職員となると思うので、そこで誠実にきちんと職務に当たっている姿を見せることが重要だと考える。
- 私は前もってYouTubeを何点か見せていただいたが、山形県のものがあるということを見逃していた。YouTubeには、あまり全部を盛り込まないで、例えば裁判所事務官編で、お仕事編とか、裁判所事務官のやり甲斐編とか、部分的に特化した内容でショート動画を撮るとか、そういうものがあつた方がより自分の見たいところにたどり着けると思った。
- ◎ 本日は貴重な御意見をたくさんいただき、有り難うございました。

以 上